

アスベスト対策の流れ

アスベストが使用されているのでは？と不安になったら・・・

京都市、設計事務所、工務店等に相談

建築物石綿含有建材調査者、専門機関に相談

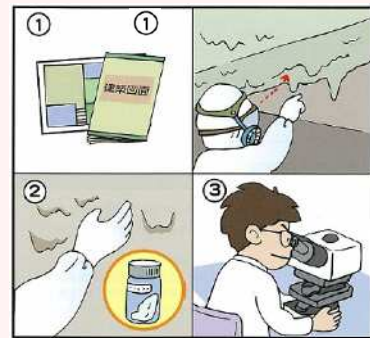


含有調査 補助事業があります！！補助率100%（上限25万円）

以下の作業は、建築物石綿含有建材調査者や分析機関が実施します。

- ① 図面や目視による調査
- ② サンプルング※
- ③ 成分分析

※ばく露するおそれがあるため、必ず専門家に依頼してください。

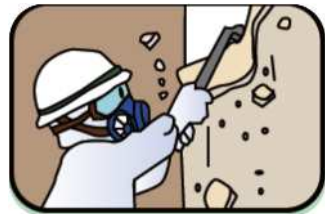


アスベストの含有（0.1%以上）が認められたら・・・

除去等工事 補助事業があります！！補助率3分の2（上限100万円）

「除去」、「封じ込め」、「囲い込み」のいずれかの対策工事を実施しましょう。

除去工法



吹付けアスベスト等を下地から取り除く方法。大地震の際にも剥落するおそれがなく、最も確実に建築物を安全にする工法です。

封じ込め工法



粘着剤を吹付け、固定することで飛散を防止する工法です。除去工法より安価ですが、建築物を取り壊す際に除去工事が必要です。

囲い込み工法



板状材料等で覆うことで、粉じんの飛散や損傷防止等を図る工法です。除去工法より安価ですが、建築物を取り壊す際に除去工事が必要です。

問合せ先

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

電話：075-222-3613

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

まずは、お電話ください！

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



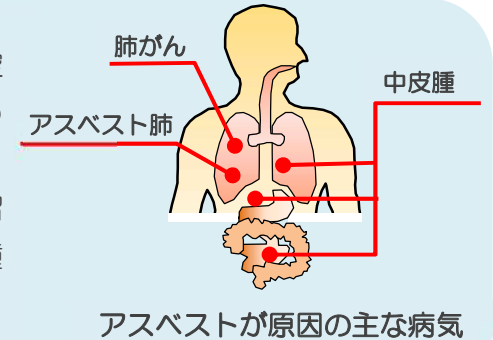
発行：令和7年3月／都市計画局建築指導部建築安全推進課
京都市印刷物 第064473号

京都市吹付けアスベスト除去等助成事業のお知らせ

ありませんか？
あなたの身近にアスベスト！！

アスベストは
吸い込むと
有害です

- アスベストの繊維は、極めて細かく軽いので空气中に浮遊しやすく、人が吸入しやすいという特徴があります。
- アスベストを吸入すると肺の中に長期間残留するので、肺がんやアスベスト肺、悪性中皮腫等の原因となるおそれがあります。



アスベストは
身近なところに
隠れています

- 吹付けアスベストは、主に鉄骨の柱や梁の耐火被覆、天井裏の断熱材や防音材などに使われていました。
- 平成18年より前に建てられた建築物は、吹付け材にアスベストが含有しているおそれがあります。
- 特に、昭和の建築物はそのおそれが高いため、必ず含有調査をしましょう。



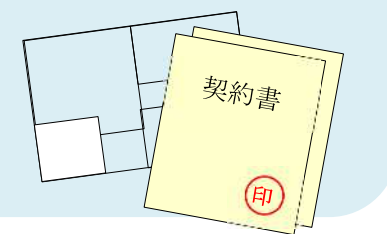
鉄骨の柱や梁



天井裏

アスベスト対策
は所有者の
責任です

- 建築物の利用者や賃借人がアスベストにばく露（アスベストの吸引）しないようにしなければなりません。
- 不動産取引時には、アスベスト調査の結果が求められる可能性があります。
- 解体時だけでなく、改修時もアスベスト調査をして適正な処理、処分をすることが必要です。



吹付けアスベストの調査をしましょう！

吹付けアスベストの使用が疑わしい箇所が見つかったら、本当にアスベストが含まれているか、含有調査をしましょう。

もし、アスベストが含まれていると判明した場合は、早期に対策工事を行う必要があります。

詳しくは
次項へ

京都市の助成事業があります！



京都市吹付けアスベスト除去等助成事業

アスベストの飛散による市民の健康被害を防止するため、建築物に使用された吹付けアスベストの含有調査、除去等工事に要する費用を補助します。

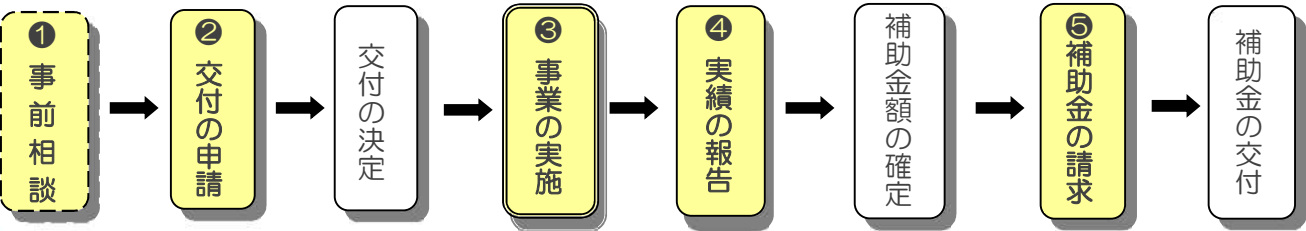
1 補助制度の内容

補助の種類	含有調査	除去等工事
補助対象費用	吹付け建材についてアスベスト含有の有無及び量を分析調査する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）	吹付けアスベスト＊の除去、封じ込め又は囲い込みの工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）
補助率	100%	2／3
補助限度額	25万円	100万円
補助対象建築物の基本的要件	・ 京都市の区域内に存する建築物 ・ 解体の予定がない建築物 ・ 国又は地方公共団体が所有していない建築物	
補助対象者	補助対象建築物の所有者 （分譲マンションなど区分所有建築物である場合は、管理組合の代表者）	

注）上記の他にも補助の要件があります。
※吹付けアスベスト及びアスベスト含有率が0.1％を超える吹付けロックウール。

2 補助金交付までの流れ

※●数字は申請者に行っていただく行為です。



！ 含有調査又は除去等工事の事業の実施（契約及び着手）の前に、交付申請が必要です。

3 申請に必要な書類

	含有調査	除去等工事
提出書類	① 交付申請書 ② 建築物の位置図 ③ 吹付け建材のある場所を示す図面（平面図、天井伏図、断面図等） ④ 吹付け建材の現況写真＊1又は使用を表す設計図書等（仕上げ表、矩計図等） ⑤ 確認済証又は検査済証の写し＊2 ⑥ 建築物の登記事項証明書＊3 ⑦ 事業に係る費用の見積書＊4（複数社） ⑧ 建築物石綿含有建材調査者登録証の写し	① 左記の含有調査の①から⑧に示す書類 ② 含有調査結果を記した書類 ③ 事業に係る工法の要件を満たすことを証明する書類＊5 ※1 1か所につき異なる角度から撮影した複数枚 ※2 建築年代の証明となるもの ※3 3か月以内に法務局で取得したもの ※4 分析方法 JIS A1481 規格群を記載したもの ※5 審査証明を受けた工法で施工する場合に限る

4 含有調査について

補助の対象となる含有調査

- 建築物石綿含有建材調査者が、元請負人・下請負人として調査を実施する必要があります。建築物石綿含有建材調査者は、各調査の結果をもとに解析を行い、判断者としての役割を担います。
- 含有調査のうち、吹付け建材中のアスベストの有無（定性分析）、アスベストの量（定量分析）を調べる分析調査は、建築物石綿含有建材調査者とは別の分析機関が行うことも可能です。

建築物石綿含有建材調査者とは

- アスベストに関する知識があるだけでなく、建築物の調査の実務に精通しているアスベスト調査の専門家です。建築物石綿含有建材調査者講習登録規程による登録講習機関が行う講習を受け、修了考査に合格すると修了証明書の交付を受け、「建築物石綿含有建材調査者」として調査することができます。この制度は2013（平成25）年度に創設されました。



分析調査について

- 厚生労働省の通達（令和3年12月22日付け基発1222第18号等）に規定された分析法により行います。
- 定性分析、定量分析の2つの分析により、6種類のアスベストの含有（アスベスト含有重量が0.1％を超えているか）の判定を行います。

5 除去等工事について

補助の対象となる除去等工事

- 建築物石綿含有建材調査者が、元請負人・下請負人として除去等工事の実施計画の策定等を行う必要があります。
- 除去等工事は、以下のいずれかの工法で行う必要があります。
 - ・（一財）日本建築センター若しくは（一財）ベターリビングが審査証明を行った「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の証明をうけた工法。
 - ・「建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」及び「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」に掲げる工法。

除去等工事に係る届出

- アスベスト除去等の工事を実施する場合は、工事による大気への飛散防止及び作業員へのばく露防止のため、以下の機関への届出が必要です。

届出	問合せ先	電話
特定粉じん排出等作業実施届（大気汚染防止法）	京都市北部環境共生センター 京都市南部環境共生センター	075-701-9800 075-671-0511
建設工事計画届（労働安全衛生法）	京都上労働基準監督署（北、上、左、中、右、西） 京都下労働基準監督署（東山、山科、下、南）	075-462-5111 075-254-3195
建築物解体等作業届（石綿障害予防規則）	京都市南労働基準監督署（伏見）	075-601-8321